

栗東市立治田東小学校

いじめ防止対策基本方針

いじめ防止対策推進法より

(いじめの定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

令和7年4月1日

栗東市立治田東小学校

栗東市立治田東小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日改定

栗東市立治田東小学校 横井 久美香

栗東市立治田東小学校いじめ防止対策委員会

1. はじめに

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、全ての児童に関する問題である。本校全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等のための対策は、学校内外を問わず、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、いじめの問題に関する児童の理解を深めなければならない。さらに、いじめ問題への取り組みは、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

2. いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（第 2 条）】より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（※）において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※学校とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物品を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。ケンカは除くが、外見的にはケンカのようにあっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による。

【平成 18 年度 文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

上記の定義より、いじめ防止のための基本姿勢として以下のものを掲げる。

・いかなることがあろうともいじめを許さない、見過ごさない。また、その雰囲気づくりに努める。

- ・児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ・いじめの早期対応・解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切かつ毅然とした指導を行う。
- ・保護者、地域、関係機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。
- ・いじめは、人間として絶対に許されないという信念のもと、教職員の人権感覚を高める。

3. いじめの禁止

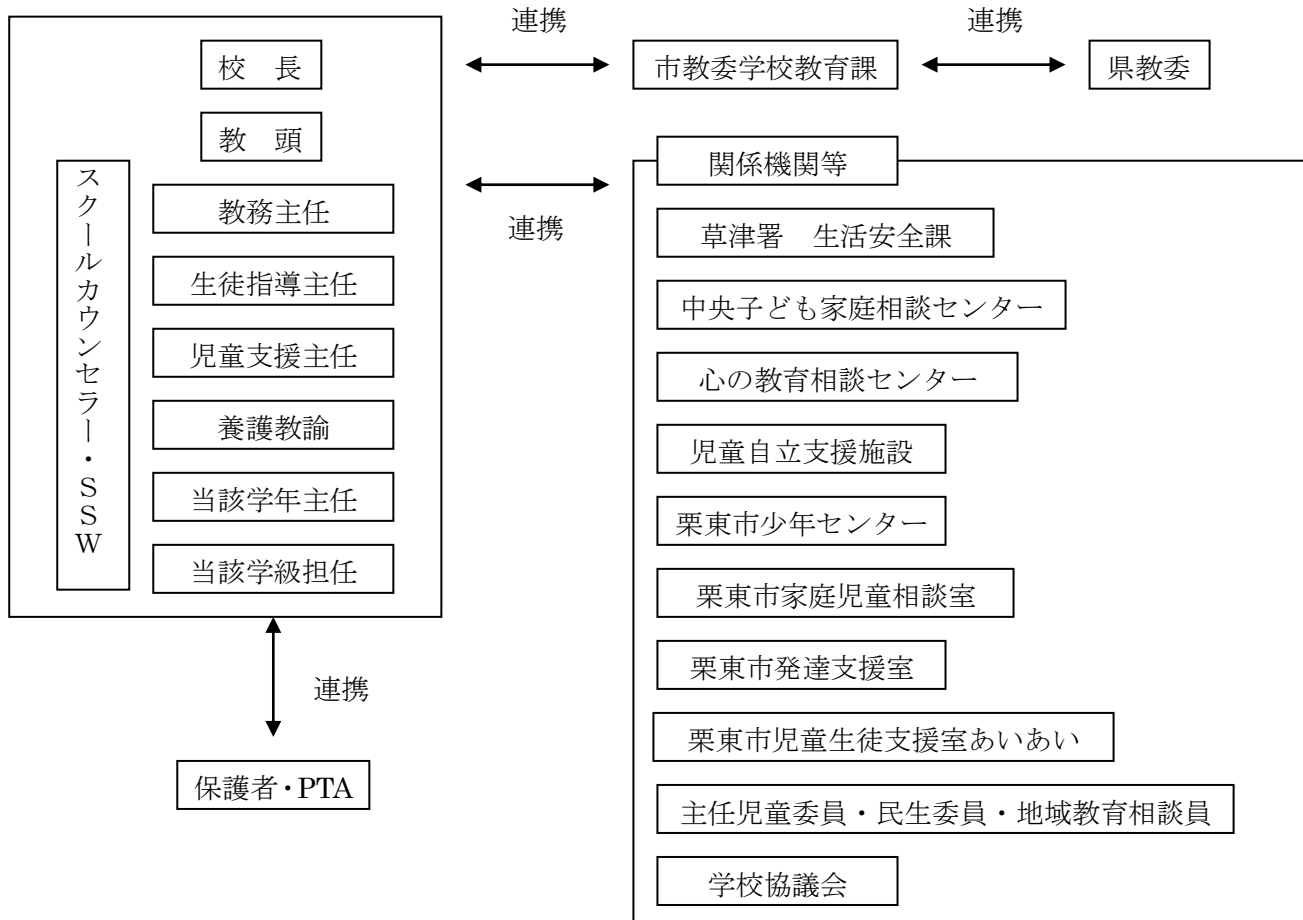
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見た、聞いたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談すること。

4. いじめ防止等のための組織

「いじめ」は、いじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止対策等のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎生徒指導体制



5. 学校全体としての取組

【学校の基本姿勢】

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る取組や、栗東市いじめ防止基本方針をもとに、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取組方法等を具現化実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) 【いじめの防止に関する取組】

いじめを許さない雰囲気づくり

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を日常の活動の中で育む。また、全ての児童が安心してあらゆる活動ができ、自己有用感や自己存在感がもてるよう、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取り組みを進めていく。そして、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童自身の主体的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組み、全ての児童にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進していく。

- ①「いじめは人間として許されないことである。」ということや、「見て見ぬふりは傍観者としていじめに加担している。」ということの指導を徹底する。
- ②問題解決的な学習や体験的な活動を重視して、実践的な態度を養う道徳教育。
- ③委員会によるいじめをなくそうキャンペーンを開催する。（いじめ撲滅動画の作成、いじめ撲滅に関する作文の放送での朗読、人権意識の向上に向けたポスターの作成など）
- ④朝の会でいじめ防止に関わることを指導する。
- ⑤学級活動でインターネットについての危険性やモラルについて指導する。
- ⑥児童一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業を推進し、確かな学力の定着を図る。
- ⑦異学年交流や体験活動等の充実を図る。

※インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりえる行為であることを理解させる取組を推進する。

教師の感覚を磨く！見る観る視る診る看る

(2) 【いじめの早期発見】

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく必要がある。児童のどんな些細な変化であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に児童との関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ①いじめ早期発見のための定期的なアンケート調査を実施する。
- ②児童の悩みや人間関係を把握するための定期的な教育相談を実施する。
- ③電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3)【いじめへの対処】

報連相の徹底！組織で対応！柔軟に対応！

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切かつ毅然とした指導を行う。
また、早期解決のために、全職員が団結して問題の解決にあたる。

- ①本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、学校として迅速に組織的な対応をする。
- ②家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関との連携を図り、協力して解決にあたる。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要がある。

- ・いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
- ・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守る必要がある。

見守りの継続！

(4)【家庭及び地域との連携】

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。
また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや学年通信、学級通信等の情報発信に気を付け、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように学級通信等を配付して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子供の様子を窺いながら、現代に生きる子供たちが抱える問題を共通認識しながら対応できるよう取組を図っていく。

- ① 他者理解や友達の気持ちに寄り添うことの重要性や物を大切に扱うことを日頃から伝えるよう、懇談や通信等で呼びかける。
- ② インターネットや携帯電話についての危険性やモラルについて周知を図る。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。
- ④ 日常生活の中で、子供との会話を多くするよう、懇談や通信等で呼びかける。
- ⑤ 服装の汚れや乱れ、持ち物の変化等に目を配るよう、懇談や通信等で呼びかける。

⑥ いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。

《地域》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては、様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、時には協力を仰ぐ。

- ①学校協議会への働きかけを進める。
- ②地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③地域の関係団体との連携を促進する。
- ④地域での体験活動等を通して、集団の一員としての自覚が育つよう呼びかける。
- ⑤必要に応じて、地域団体等との懇談会を開催する。

(5) 【関係機関との連携】

いじめは、いじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ①市教育委員会や関係機関による取り組みとの連携を図る。
- ②児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とは、いじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。

などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安には関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(栗東市立治田東小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	☐ 組織会議を実施し今年度の取り組みの共通理解を図る。 ☒ 年度始めの研修会を実施する。 ☐ アクションプランを作成する。 ☐ 電話相談窓口の周知等により、いじめを訴えやすい体制を整える。	◇地域へいじめ防止等の周知を進める。
5月	☐ インターネットの危険性やモラルについて指導する。 ☐ 教育相談を実施する。 ☒ 児童向けのアンケートを実施する。	・インターネットの危険性やモラル、携帯電話の正しい利用方法について周知を進める。 ☐ 民生児童委員さんとの懇談 ◇学校協議会への働きかけを進める。
6月	☐ 委員会によるいじめをなくそうキャンペーンを開催する。 ☐ 教育相談を実施する。 ☐ 「いじめ未然防止」等の保護者向けの通信を発行する。	
7月	☒ 児童向けアンケートの集約と考察を行い指導に生かす。	・通信等でいじめ防止等の周知を進める。

8月	□取組評価アンケートの集計を受けての研修会を実施する。	
9月	□取組評価アンケートの集計結果の周知を進める。	
10月	●教育相談を実施する。 ●児童向けのアンケートを実施する。 ○朝の会で部会によるいじめ防止に関わることを指導する。 ○異学年交流や体験活動等の充実を図る。	・前期終了の際の懇談会にていじめ防止等の周知を進める。
11月	○委員会によるいじめをなくそうキャンペーンを開催する。 ○教育相談を実施する。	
12月	■児童向けアンケートの集約と考察を行い指導に生かす。	・懇談会にていじめ防止等の周知を進める。
1月	□取り組み評価アンケートの集計結果の周知を進める。 ●児童向けのアンケートを実施する。 ○教育相談を実施する。	
2月	○教育相談を実施する。	・年度末の懇談、学校便りにて年間の総括をする。
3月	■今年度の取り組みの振り返りと次年度へのアクションを討議する。 ○学力面や生活面において1年間の成長を修了式で発表する。	
年間を通して	■実践的な態度を養う道徳教育・人権の視点を大切にしたい授業展開を図る。 ■児童一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業を推進し、確かな学力の定着を図る。	・他者理解や友だちの気持ちに寄り添うことの重要性、また、物を大切に扱うことを日頃から伝えるよう、懇談や通信等で呼びかける。 ・日常生活の中で、子どもとの会話を多くするよう、懇談や通信等で呼びかける。 ・服装の汚れや乱れ、持ち物の変化等に目を配るよう、懇談や通信で呼びかける。 ・いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。 ◇地域での体験活動等を通して、集団の一員としての自覚が育つよう呼びかける。 ◇必要に応じて、地域団体等との懇談会を開催する。

□:教職員の取組や活動 ○:児童生徒の取組や活動 ◇:地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)